

## 村たすけあい金庫貸付要綱

### 1. 目的

この要綱は、椎葉村社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、社会福祉事業法に規定する第一種社会福祉事業として、低所得者世帯の臨時的な緊急出費に対し早急に資金の貸付を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とする。

### 2. 貸付業務の実施主体

たすけあい金庫の貸付業務は、社協が行うものとする。

### 3. 貸付対象

たすけあい金庫の貸付の対象となる世帯は、村内に6ヶ月以上居住する世帯で、次の各号の1に該当する世帯とする。

- ①低所得によって不時の出費等によって生活を脅かされる恐れのある世帯
- ②自立更生に必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯

### 4. 貸付対象外

たすけあい金庫の貸付を受けて償還が完了していない世帯

### 5. 貸付金の限度額

貸付金の限度額は、一世帯につき3万円とする。

### 6. 貸付金の決定

たすけあい金庫の貸付金の決定は、社協の会長が行うものとする。

### 7. 貸付金の方法及び利率

- ①貸付金は原則として、一括払いにより貸付けるものとする。
- ②貸付金に対する利息は、無利子とする。

### 8. 連帯保証人

借入申込者は、連帯保証人を1名立てなければならない。

### 9. 貸付金の償還

- ①貸付金の償還期限は、原則として貸付した日から起算して5ヶ月以内とする。
- ②貸付金の償還は、月賦または一括払いの方法によるものとする。但し、借受人はいつでも繰上償還することができる。
- ③償還期限を経過した場合における償還督促に係る経費については、その実費を借受人から徴することができる。
- ④借受人が椎葉村外へ転出する場合は、未償還金を全額償還しなければならない。

### 10. 償還期限の延長

社協の会長は、借受人または借受人の属する世帯が災害、その他やむを得ない事由に

よって定められた期限までに償還することが困難であると認められた時は、借受人の申請に基づき3ヶ月を限度として、償還期限を延長することができる。

#### 1 1. 変更届

借受人及び保証人について、次の各号の1に該当する場合は、届け出なければならない。

- ①住所又は勤務先を変更したとき
- ②改姓又は改名したとき
- ③死亡又は行方不明になったとき
- ④天災、火災その他重大な被害を受けたとき

#### 1 2. 貸付の原資

貸付金の原資は、寄付金及びその他の収入金をもってあてるものとする。

#### 1 3. 会計

貸付金の会計は、社協の一般会計において収支の管理を行う。会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

#### 1 4. 備付帳簿

社協は次の帳簿を備え付け、常に整備しておかなければならない。

- ①貸付台帳（様式第1号）
- ②借入申込書（様式第2号）
- ③借用書（様式第3号）
- ④償還期間延長申請書（様式第4号）
- ⑤その他社協会長が必要と認めるもの

#### 1 5. 貸付規程及び運営要領

この要綱に定めるものの外、貸付に関する規程及び運営要領は、会長は別に定める。

#### 1 6. 報告

たすけあい金庫の貸付状況については、年度終了後、社協会長に報告するものとする。

#### 附則

- ①この要綱は昭和43年4月1日から施行する。
- ②たすけあい金庫貸付要綱（昭和38年4月1日定め）は廃止する。  
但し、たすけあい金庫貸付要綱施行の際に現に貸付けられているものについては、尚従前の例による。
- ③この要綱は昭和50年10月13日から施行する。
- ④改正後の要綱は令和3年12月3日から施行する。